

町田市通学区域緩和制度 よくあるご質問 (Q&A)

■昨年お問い合わせを多くいただいたご質問

Q：上の子が学区外の学校に通っているのに、下の子も同じ学校に通わせたい。

A：2024年度に希望の学校に上のお子さんが在学している場合は、下のお子さんも通学を希望できます。下記申請方法のうち、いずれかの方法でご申請ください。

●オンライン申請の場合…「通学区域緩和制度」と同じオンライン申請フォームから申請可能です。「希望理由（複数選択可）」に関する設問で「5. 兄弟が在籍」を選択し、兄弟の2024年度新学年とお名前を入力してください。）

●「申請書」提出の場合…「通学区域緩和制度」と同じ申請書で申請可能です。（申請書下部の「希望理由」の欄で「5. 兄弟が在籍」を選択し、兄弟の2024年度新学年とお名前を記入してください。）

■2024年度新1年生・入学までの流れについて

Q：申請書が届いていない。（届いていない知人がいる。）

A：学務課（電話042-724-2176）までご連絡ください。申請書とご案内の書類を送付いたします。

■学校情報のお知らせについて

Q：学校の状況を知りたい。

A：各学校では、学校の状況を確認していただけるよう学校公開を行っています。学校公開では、公開授業・学校説明会・各種行事を実施しますので、ぜひご参加ください。日程については、「学校公開日一覧表」をご覧ください。

■特別支援学級等を希望する方について

Q：特別支援学級に就学したいがどうすればいいか。

A：教育センター就学相談担当（電話042-793-3057）までご連絡ください。

■町田市立小・中学校通学区域緩和制度（入学時学校選択）のご案内について

Q：「指定校」とは何ですか。

A：町田市立の小・中学校は、お住いの住所により通学区域が決まっています。その通学区域の学校を指定校といいます。

Q：自分の学区や指定校がわからない。

A：今回送付しましたご案内に記載されている学校が、指定校になります。また、「まちだ子育てサイト」からもご確認いただけます。

■申請するにあたって（留意事項）について

Q：複数の学校を希望してその中から決めたい。

A：通学可能な学校は、1校だけなので、予め希望校を決めた上でご申請ください。

Q：入学後にその学校が合わなかった場合、別の学校に転校できるのか。

A：入学後に、希望校から指定校に戻ることはできません。希望したことにより通学距離が遠くなることもあります。また、中学校の部活動については、指導教員の異動により廃部になることや、学校によっては、一度帰宅して再度登校をすることもあります。そうしたことも含めてご家庭で十分に話し合っで申請してください。

Q：希望校へは遠距離通学になる。安全面や通学費の負担が心配だ。

A：通学区域緩和制度により通学区域外の学校に入学された場合、通学費の補助はありません。また、通学区域緩和制度により通学区域外の学校に入学された場合、保護者の責任において、お子さんと一緒に通学経路を確認し、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。なお、自転車通学や自動車での送迎は原則として認められていません。公共の交通機関を使用する場合は、学校長の許可が必要です。

■希望できる対象学年について

Q：在校生は申し込めないのですか。

A：在学中の児童・生徒からの申し込みはできません。

■希望できる学校の範囲と受入枠について

Q：(小学校) 隣接校以外の学校を希望したい。

A：通学距離が片道 1.5 km未満であれば、隣接校でなくても希望できます。

Q：(中学校) 希望校へはバス（または電車）の乗り継ぎで負担が大きいのので補助がほしい。

A：通学区域緩和制度により通学区域外の学校に入学された場合は、通学費の補助はありません。

Q：希望したい学校に受入枠がないので作ってほしい。

A：今回受入枠のない学校に受入枠をつくることはできません。

Q：受入枠はどうやって決めているのか。

A：受入枠は、学校施設の状況、児童・生徒数の今後の見通し等を勘案して決定しています。

■市外からの転入者と、市内での転居者について

Q：希望校に受入枠が残っているか知りたい。

A：お問い合わせいただいた時点での申請状況は、お答えできます。

Q：申請受付期限（10/5 締め切り）後に市外から転入、または市内での転居を検討している。通学区域緩和制度の申請は可能か。

A：お引越し後、住民登録が終わった時点で、希望校に受入枠が残っている場合は申請可能です（申請条件を満たしている場合のみ）。

■申請手続きについて

Q：事情があって締め切りに間に合わないかもしれない。11月に相談したい。

A：申請受付期限（10/5 締め切り）後は、いかなる場合でも受付できません。申請期間内に申し込みをしてください。

■受入枠を超えた場合について

Q：抽選ではなくて、優先順位をつけてほしい。

A：原則公開抽選になっております。小学校につきましては、指定校への通学距離が片道 1.5 km以上（かつ希望校への通学距離が 1.5 km未満の場合）の方を優先いたします。

Q：抽選で外れた後はどうなるのか。抽選で外れたら、希望校へは入学できないのか。

A：抽選で決定者にならなかった場合、待機者になります。（待機順位も公開抽選で決定します。）待機となった方は決定者が辞退した時点で順次繰り上がり決定となります。待機登録期間は、2024年2月末日までとし、期間内に希望校への決定とならなかった場合は、指定校への入学となります。但し、2月末日時点で、抽選となった学校に受入れの余裕があると判断した場合は、受入枠を超えた人数を受け入れることもあります。

Q：待機者とは。

A：公開抽選で受入枠の数だけ入学決定者を決めます。それ以外の方が待機者となります。

Q：待機者はどのように決めるのか。

A：公開抽選で入学決定者を受入枠の数だけ決めます。それ以外の方が待機者となります。待機順位は公開抽選で決めます。

Q：待機者が繰り上がることはあるのか。

A：決定者が辞退した時点で順次繰り上がり決定となります。繰り上がりが決定した方には、学務課からご連絡いたします。

Q：待機登録期間とは。

A：決定者が辞退して、繰り上がりを待つことができる期間です。

■通学区域緩和制度によらない指定校の変更について

Q：上の子の時には緩和の枠がなかった。下の子の時は枠が設けてあるので上の子を転校させたい。

A：下のお子さんに合わせて上のお子さんが転校することはできません。

Q：ホームページ上ではほかにも事由があるが。

A：手引でご案内しているのは、入学時に該当となる事由を抜粋したものです。

■指定校変更制度の注意点について

Q：兄弟（姉妹）そろって変更したい。

A：兄弟姉妹関係による指定校変更は、2024年度に希望の学校に兄弟が在学していることが前提です。兄弟が在学していない学校に、兄弟姉妹が同時に指定校を変更することはできません。

Q：通学費の補助がないと通えない。

A：指定校変更（特認地区を除く）により入学された場合は、通学費の補助はありません。

Q：(中学校)「③小中学校の継続で、継続する中学校が2校ある場合は2校とも通学区域外である場合のみ申請することが可能です。」がよくわからない。

A：例えば、町田第五小学校の学区域から、隣接校の町田第三小学校に通っている場合、町田第五小学校の継続校は南大谷中学校ですが、町田第三小学校の継続校は、町田第一中学校と薬師中学校になります。この場合、町田第一中学校と薬師中学校はどちらも通学区域外の中学校であるため、いずれかを希望できます。

■就学援助費と就学奨励費について

Q：援助を受けたい。

A：就学援助費または就学奨励費は入学後の申請です。入学後にお配りする就学援助費または就学奨励費のお知らせをご覧ください。

なお、小学校入学前の入学準備金の入学前支給は、10月上旬に郵送するご案内と申請書をご覧ください。学務課で申請してください。

■就学時健康診断のご案内について ※小学校のみ

Q：健康診断を希望校で受けたい。

A：就学時健康診断の受診校は、原則として就学指定校（お住まいの学区の小学校）となります。9月末～10月上旬に通知書を送付しますが、なるべく入学予定の学校で受診できるよう通学区域緩和制度を申請した方で指定校以外の入学予定校が決定した方は受診校を変更いたします。

変更後の受診校の健診通知を、通学区域緩和制度の決定通知と一緒に10月下旬に送付します。変更の通知を待っていると健診日の直前になってしまう場合もあるため、就学時健診日程表を確認いただき、あらかじめ通学区域緩和制度の希望先学校の健診日をご予定いただきますようお願いいたします。

通学区域緩和制度を申請した先の学校が抽選になった方は、原則として9月末に通知しました受診校（就学指定校）にて受診をお願いします。

抽選の結果、就学指定校以外への入学が決定した方は入学予定校で健診が受けられる可能性がありますので、保健給食課にご相談ください（すでに入学予定校の健診が終了している場合は除きます）。

受診校について、不明な点やご相談は、保健給食課（電話042-724-2177）へご連絡ください。

■学童保育クラブのご案内について ※小学校のみ

Q：学童保育クラブの申し込みがしたい。

A：9月中旬に申し込み書類（入会要項）の配布を開始します。配布場所は各学童保育クラブ・子どもセンター・市役所2階児童青少年課です。申し込みの受付は10月上旬～11月上旬の予定です。詳しくは入会要項または、まちだ子育てサイトをご確認ください。

また、学童保育クラブに関するご質問は、子ども生活部児童青少年課学童保育係（電話042-724-2182）までご連絡ください。

■申請方法について

Q：オンライン申請の方法、申請書の書き方がわからない。

A：学務課（電話042-724-2176）までご連絡ください。ご説明いたします。

※次ページで記入例を紹介します

特別支援学級を希望し、通常の学級でも指定校以外の学校を希望する場合の例

第1号様式(第5関係)

(2024年度新1年生)

町田市教育委員会 様

記入例

NO. _____

町田市立小・中学校通学区域緩和制度就学校希望申請書

※裏面の二次元コードからオンライン申請が可能です

年 月 日

通学区域緩和制度により次の学校への就学を希望するので、町田市立小・中学校通学区域緩和制度実施要領第5第1項の規定により申請します。

フリガナ	ガクセキ ハナコ	生年月日
児童・生徒氏名	学籍 ハナコ	平成 XX年 X月XX日
住所	〒194-0022 町田市森野2-2-22	
電話番号	自宅 042-7XX-XXXX	携帯・職場等 090-XXXX-XXXX
保護者氏名	学籍 タロウ	続柄 保護者からみて 子

希望校名は省略せずに「受入枠一覧表」どおりに記入してください。

(○:町田第一、南第二、鶴川第三 ×:第一、第二、第三)

希望校 (希望は1校)	町田市立 忠生第三 小 学校 中	小学校については、該当に○印を記入してください。 ・隣接校 ・1.5km未満
	☆特別支援学級(固定制)を希望され、通学区域緩和制度を希望される方	
	町田市立 町田第五 小 学校 中	

下記アンケートにご協力ください。(申請理由は、希望の可否に関係するものではありません。)

希望理由 (該当に○印を)	1. 通学距離	② 友人関係	3. 部活動() 部)
	4. 学校統合により通学区域(学区)変更の予定があるため		
	5. 兄弟が在籍(新学年 年・兄弟名) この番号に該当すると、兄弟関係による指定校変更読み替える場合があります。		
	6. その他 ()		

通学区域指定校に入学される方、オンライン申請をご利用の方は、この申請書の提出は不要です。

※申請書の提出期限は、10月5日(木)です。(消印有効)

(提出期限後はいかなる場合でも受付できません。)

教育委員会使用欄						
公会計 確認済 □	希望校	画面確認		決 裁		
	枠・名称	氏名・住所	指変	係	係長	課長
就健 入力済 □	集計表	受付名簿	決定 待機	学齢簿	指定校	
	受診校: 健診名簿 処理 □	No.		No.	小・中 学校	学務課受付印